

「フルフェナセット」及び「ヨウ化メチル」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬について、前回評価依頼時から追加となった各種試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

記

1. フルフェナセット（農薬）
2. ヨウ化メチル（農薬）

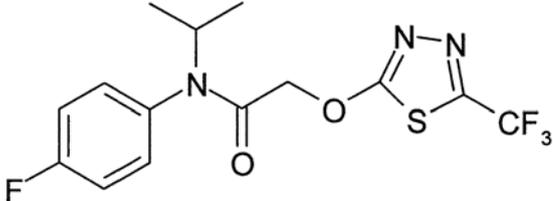
フルフェナセット

1. 今回の諮問の経緯

- 平成22年5月18日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づく **インポートトレランス**による残留基準の設定要請を受理。

※ **ポジティブリスト導入時に設定した暫定基準の見直し**に係る評価については、平成19年12月18日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長あて依頼しているところ。

2. 評価依頼物質の概要

名称	フルフェナセット(Flufenacet)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	酸アミド系の除草剤。C20以上の超長鎖脂肪酸生合成阻害により、雑草の発芽抑制あるいは幼芽部の伸長抑制が起こり枯死に至らせると考えられている。	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: 穀類、畜産物等
		インポートトレランス申請: ばれいしょ等(EU基準)
食品安全委員会での評価等	評価中(初回)	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ヨウ化メチル

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成22年5月6日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ヨウ化メチル(Methyl iodide)	
構造式	$ \begin{array}{c} \text{H} \\ \\ \text{H} - \text{C} - \text{I} \\ \\ \text{H} \end{array} $	
用途	殺虫剤	
作用機構	脂肪族ハロゲン化物系くん蒸剤。害虫、線虫あるいは病原菌細胞の構成成分である塩基性求核中心と化学反応し、ピルビン酸脱水素酵素やコハク酸脱水素酵素等の必須酵素を阻害することにより効果を発揮すると考えられている。	
日本における登録状況	<p>登録がなされている。</p> <p>適用作物:メロン(えそ斑点病等)、トマト(青枯病等)、くり(クリシギゾウムシ等)</p> <p>今回、しょうが(根茎腐敗病)等への適用拡大申請</p> <p>使用方法:くん蒸</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド:なし
食品安全委員会での評価等	<p>平成18年5月23日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼</p> <p>平成20年12月4日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>ADI=0.005 mg/kg 体重/day</p>	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

(別添 2)

○評価依頼が 2 回目以降の剤に関する追加データリスト

【ヨウ化メチル】

- ・ だいこんを用いた植物体内運命試験 (2009 年)

Huntindon Life Sciences [GLP 試験]

- ・ 作物残留試験 (国内)